日本司法支援センター
平成 18 年規程第 26 号
最終改正　令 和 8 年 2 月 26 日
令 和 8 年 規 程 第 9 号

保有個人情報保護管理規程

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　管理体制（第３条－第８条）
第３章　教育研修（第９条）
第４章　役職員の責務（第10条）
第５章　保有個人情報等の取扱い（第11条－第22条）
第６章　保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける安全の確保等（第23条・第24条）
第７章　保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第25条・第26条）
第８章　安全確保上の問題への対応（第27条・第28条）
第９章　監査及び点検の実施（第29条－第31条）
第10章　行政機関との連携（第32条）
第11章　雑則（第33条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第７条の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月２日閣議決定）、同法第66条及び第119条並びに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条の規定に基づき、各法を適切に運用するため、日本司法支援センター（以下「センター」という。）における保有個人情報、行政機関等匿名加工情報等及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）を適正に管理することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程における用語の定義は、個人情報保護法第２条、第60条及び第119条第２項並びに番号法第２条の定めるところによるほか、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　部等　監査室、国際室、特定施策推進室、コンプライアンス推進室及び本部の部をいう。

⑵　情報システム　ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で事務処理を行うものをいう。

第２章　管理体制

（総括個人情報保護管理者）

第３条　センターに、総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を一人置き、本部事務局長をもってこれに充てる。

２　総括保護管理者は、センターの役職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対する保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督等を行うとともに、センターにおける保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（統括個人情報保護管理者）

第４条　部等、地方事務所及びコールセンターに、統括個人情報保護管理者（以下「統括保護管理者」という。）を各一人置き、部等に置く統括保護管理者は部等の長、地方事務所に置く統括保護管理者は地方事務所の長、コールセンターに置く統括保護管理者はコールセンター長をもってこれに充てる。

２　統括保護管理者は、総括保護管理者の指示に従い、当該部等、地方事務所又はコールセンターにおける保有個人情報等の管理に関する事務の運営につき監督を行う。

（個人情報保護管理者）

第５条　部等、地方事務所及びコールセンターに、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を各一人置き、別表の管理の範囲の欄の区分に従い、個人情報保護管理者の欄に定める者をもってこれに充てる。

２　保護管理者は、統括保護管理者の指示に従い、当該部等、地方事務所又はコールセンターにおける保有個人情報等を適切に管理する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（個人情報保護担当者）

第６条　部等、地方事務所、支部、出張所及びコールセンターに、個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を各一人又は複数人置き、保護管理者が指定する者をもってこれに充てる。

２　保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該部等、地方事務所、支部、出張所及びコールセンターにおける保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

（特定個人情報等事務取扱担当者）

第６条の２　保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「特定個人情報等事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。

２　保護管理者は、特定個人情報等事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

（特定個人情報等の取扱いに関する組織体制の整備）

第６条の３　保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに関し、次の各号に掲げる組織体制を整備する。

⑴　特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損等（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全確保の上で問題となる事案が発生した場合の保護管理者への報告連絡体制

⑵　特定個人情報等を複数の部等で取り扱う場合の各部等の任務分担及び責任体制
⑶　特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（個人情報保護監査責任者）

第７条　センターに、個人情報保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）を一人置き、監査室長をもってこれに充てる。

２　監査責任者は、センターにおける保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

（保有個人情報等の適切な管理のための委員会）

第８条　総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡又は調整等を行うため必要があると認めるときは、関係役職員を構成員とする委員会を設ける。

第３章　教育研修

（教育研修）

第９条　総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する役職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

２　総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する役職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

３　総括保護管理者は、保護管理者、特定個人情報等事務取扱担当者及び保護担当者に対し、部等、地方事務所及びコールセンターにおける保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

４　総括保護管理者は、前３項に規定する教育研修を行うに当たっては、統括保護管理者に行わせることができる。

５　保護管理者は、保護管理者が所属する部等、地方事務所及びコールセンターに関係する役員並びに当該部等、地方事務所及びコールセンターに所属する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者又は統括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を確保する等の必要な措置を講ずる。

第４章　役職員の責務

（役職員の責務）

第10条　役職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及びこの規程の定め並びに総括保護管理者、統括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第５章　保有個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

第11条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等に

アクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の役職員に限定するとともに、当該役職員の権限内容を当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定する。

２　アクセス権限を有しない役職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

３　役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

（複製等の制限）

第12条　保護管理者は、次の各号に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定しなければならない。

⑴　保有個人情報等の複製

⑵　保有個人情報等の送信

⑶　保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

⑷　前３号に掲げるもののほか、保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

２　役職員は、前項各号に掲げる行為を行う際には、保護管理者の指示に従うとともに、その対象となる保有個人情報等を、当該行為に必要な最小限度のものにしなければならない。

３　役職員は、第１項各号に掲げる行為を終えた後、複製等が不要となったときは、速やかに、当該複製等を削除するものとする。

（入力情報の照合）

第13条　役職員は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の重要度に応じて、入力情報の照合を行わなければならない。

（誤りの訂正等）

第14条　役職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

（媒体の管理等）

第15条　役職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保存しなければならない。

（廃棄等）

第16条　役職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能となる方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

（保有個人情報等の取扱状況の把握）

第17条　保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備するなど、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱状況を把握するため、必要な措置を講ずる。

２　保護管理者は、特定個人情報ファイルの利用、保管等の取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用、保管等の取扱状況について記録する。

（個人番号の利用の制限）

第18条　保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に

限定する。

（特定個人情報の提供の求めの制限）

第19条　役職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第20条　役職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（特定個人情報等の収集・保管の制限）

第21条　役職員は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

（特定個人情報等の取扱区域）

第22条　保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずる。

第６章　保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける安全の確保等

（安全の確保等）

第23条　保有個人情報等を取り扱う情報システムを運用管理する部等、地方事務所及びコールセンターにおける統括保護管理者は、当該情報システムにおける安全を確保するため、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、必要な措置を講ずる。

２　保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける端末を利用する部等、地方事務所及びコールセンターにおける保護管理者は、当該情報システムの端末における安全を確保するため、必要な措置を講ずる。

３　保有個人情報等を取り扱う情報システムにおける端末を利用する役職員は、保護管理者の指示に従い、当該情報システムにおける端末の管理について必要な措置を行わなければならない。

４　保護管理者は、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

５　保護管理者は、特定個人情報等に関するアクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

（サーバ室等の安全管理）

第24条　保有個人情報等を取り扱う情報システムの基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「サーバ室等」という。）を管理する部等、地方事務所及びコールセンターにおける統括保護管理者は、災害及び外部からの不正な侵入に備え、サーバ室等の安全管理について、必要な措置を講ずる。

２　サーバ室等を管理する部等、地方事務所及びコールセンターにおける保護管理者は、サーバ室等への入退室を管理するため、必要な措置を講ずる。

第７章　保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報等の提供）

第25条　保護管理者は、個人情報保護法第69条第２項第３号及び第４号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、保有個人情報の提供を受ける者と、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

２　保護管理者は、個人情報保護法第69条第２項第３号及び第４号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、保有個人情報の提供を受ける者に対し、安全確保の措置を要求する。また、必要があると認めるときは、実地の調査等を行い、その結果に基づき改善要求等の措置を講ずる。

３　前２項の規定は、保護管理者が、個人情報保護法第69条第２項第３号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときにも適用する。

４　保護管理者は、個人情報保護法第107条第２項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

５　保護管理者は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。ただし、保有個人情報に該当するものを除く。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

６　統括保護管理者は、個人情報保護法第113条の規定（第116条の規定により第113条の規定を準用する場合を含む。）により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者から個人情報保護法第110条第２項第７号に定める措置に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けた場合には、総括保護管理者に直ちに報告するとともに、その契約を締結した者が是正のために講じた措置を確認するものとする。

７　統括保護管理者は、個人情報保護法第118条に定める解除をしようとするとき及び解除した場合には、総括保護管理者に直ちに報告する。

８　総括保護管理者は、第６項又は前項の報告を受けた場合には、個人情報保護委員会に直ちに報告する。

９　保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

（業務の委託等）

第26条　行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、当該契約を担当する役職員は、委託を受ける者の選定に関し、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次の各号に掲げる事項を明示するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

⑴　個人情報に関する秘密保持等の義務

⑵　再委託の制限又は条件に関する事項

⑶　個人情報の複製等の制限に関する事項

⑷　個人情報の漏えい等の発生時における対応に関する事項
⑸　委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
⑹　前各号に違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

2　個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、当該契約を担当する役職員は、委託先において、番号法に基づきセンターが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認し、必要かつ適切な監督を行う。

3　行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、当該契約を担当する役職員は、委託にかかる保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況を確認する。

4　委託先において、行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、当該委託契約を担当する役職員は、委託先に第１項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて、又は自らが再委託先における個人情報の管理の状況を確認する。

5　前項の場合において、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、当該委託契約を担当する役職員は、再委託先において、再委託をする個人番号利用事務等で取り扱う特定個人情報について、適切な安全管理が図られることを確認しなければならない。

6　保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、前２項と同様とする。

7　行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、当該契約を担当する役職員は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の取扱いに関する事項を明示する。

第８章　安全確保上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第27条　保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び役職員がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した役職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告する。

2　保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を直ちに講ずる。

3　保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、統括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生したときは、直ちに、統括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

4　統括保護管理者は、前項の報告を受けたときは、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括保護管理者に報告する。

5　総括保護管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等をセンター理事長に報告する。

6　総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、

センターを所管する行政機関に対し、速やかに情報提供を行う。

７　総括保護管理者は、第４項又は第５項の規定に基づく報告が個人情報保護法第68条第１項に規定する場合又は行政機関等匿名加工情報に係るものであった場合には、当該事案の内容を個人情報保護委員会に直ちに報告する。

８　統括保護管理者及び保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

９　統括保護管理者は、前項の規定に基づき講じた措置が行政機関等匿名加工情報に係るものであった場合には、講じた措置の内容等を総括保護管理者に直ちに報告する。

10　総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、講じた措置の内容等を個人情報保護委員会に直ちに報告する。

（公表等）

第28条　保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生したときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずる。

２　前項の規定に基づく本人への対応等の措置を講じた場合において、当該事案が行政機関等匿名加工情報に係るものであったときは、個人情報保護委員会に直ちに報告する。

第９章　監査及び点検の実施

（監査）

第29条　監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第２章から第８章に規定する措置の状況を含むセンターにおける保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に通知する。

２　監査責任者は、前項の監査を行うに当たっては、部等の長、地方事務所の長又はコールセンター長に監査を行わせることができる。

（点検）

第30条　保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について定期に及び必要に応じ随時に所要の点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を統括保護管理者に報告する。また、統括保護管理者は、点検結果について、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

（評価及び見直し）

第31条　総括保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から、保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第10章　行政機関との連携

（行政機関との緊密な連携）

第32条　センターは、「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、センターを所管する行政機関と緊密に連携して、保有個人情報等の適切な管理を行う。

第11章　雑則

（細目）

第33条　この規程の部等及びコールセンターにおける運用に関する細目は、本部事務局長が定めることができる。

２　この規程の地方事務所における運用に関する細目は、当該地方事務所長が定めることができる。

附　則

この規程は、平成18年４月10日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成18年規程第40号）

この規程は、平成18年10月２日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成19年規程第８号）

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成19年規程第18号）

この規程は、平成19年７月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成19年規程第23号）

この規程は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成20年規程第８号）

この規程は、平成20年４月10日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成21年規程第９号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成21年規程第28号）

この規程は、平成21年７月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成22年規程第４号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成22年規程第29号）

この規程は、平成22年11月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成23年規程第４号）

（施行期日等）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の組織運営規程の改正に伴う会計規程等の一部を改正する規定は、平成22年12月１日から適用する。

附　則（日本司法支援センター平成23年規程第14号）

この規程は、平成23年６月20日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成24年規程第16号）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成25年規程第13号）
この規程は、平成25年８月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成27年規程第15号）
この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成27年規程第27号）
この規程は、平成27年11月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成27年規程第29号）
この規程は、平成27年12月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成28年規程第19号）
この規程は、平成28年４月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和元年規程第13号）
この規程は、令和元年10月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和２年規程第14号）
この規程は、令和２年７月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和４年規程第４号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和４年規程第 20 号）
この規程は、令和４年 11 月 11 日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和５年規程第９号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和８年規程第９号）
この規程は、令和８年３月１日から施行する。

別表（第５条関係）

部等及び地方事務所における個人情報保護管理者

管理の範囲			個人情報保護管理者
部等	監査室		監査室長が指定する監査室の職員
	国際室		国際室長が指定する国際室の職員
	特定施策推進室		特定施策推進室長が指定する特定施策推進室の職員
	コンプライアンス推進室		コンプライアンス推進室長が指定するコンプライアンス推進室の職員
	企画部	企画調整課	企画調整課長
		ＤＸ推進室	ＤＸ推進室長
	総務部	総務課	総務課長
		人事課	人事課長
		財務会計課	財務会計課長
		情報システム管理課	情報システム管理課長
		サービス推進室	サービス推進室長
		法務室	総務部長が指定する職員
		広報・調査室	広報・調査室長
	第一事業部	情報提供課	情報提供課長
		民事法律扶助課	民事法律扶助課長
		地域連携推進室	地域連携推進室長
	第二事業部	国選弁護課	国選弁護課長
		犯罪被害者支援課	犯罪被害者支援課長
		受託業務室	受託業務室長
	常勤弁護士総合企画部	常勤弁護士総合企画課	常勤弁護士総合企画課長
		裁判員裁判弁護技術研究室	常勤弁護士総合企画部長が指定する職員
		常勤弁護士業務支援室	常勤弁護士総合企画部長が指定する職員
地方事務所	東京地方事務所		東京地方事務所事務局長
	神奈川地方事務所		神奈川地方事務所事務局長
	埼玉地方事務所		埼玉地方事務所事務局長
	千葉地方事務所		千葉地方事務所事務局長
	茨城地方事務所		茨城地方事務所事務局長

	栃木地方事務所	栃木地方事務所事務局長
	群馬地方事務所	群馬地方事務所事務局長
	静岡地方事務所	静岡地方事務所事務局長
	山梨地方事務所	山梨地方事務所事務局長
	長野地方事務所	長野地方事務所事務局長
	新潟地方事務所	新潟地方事務所事務局長
	大阪地方事務所	大阪地方事務所事務局長
	京都地方事務所	京都地方事務所事務局長
	兵庫地方事務所	兵庫地方事務所事務局長
	奈良地方事務所	奈良地方事務所事務局長
	滋賀地方事務所	滋賀地方事務所事務局長
	和歌山地方事務所	和歌山地方事務所事務局長
	愛知地方事務所	愛知地方事務所事務局長
	三重地方事務所	三重地方事務所事務局長
	岐阜地方事務所	岐阜地方事務所事務局長
	福井地方事務所	福井地方事務所事務局長
	石川地方事務所	石川地方事務所事務局長
	富山地方事務所	富山地方事務所事務局長
	広島地方事務所	広島地方事務所事務局長
	山口地方事務所	山口地方事務所事務局長
	岡山地方事務所	岡山地方事務所事務局長
	鳥取地方事務所	鳥取地方事務所事務局長
	島根地方事務所	島根地方事務所事務局長
	福岡地方事務所	福岡地方事務所事務局長
	佐賀地方事務所	佐賀地方事務所事務局長
	長崎地方事務所	長崎地方事務所事務局長
	大分地方事務所	大分地方事務所事務局長
	熊本地方事務所	熊本地方事務所事務局長
	鹿児島地方事務所	鹿児島地方事務所事務局長
	宮崎地方事務所	宮崎地方事務所事務局長
	沖縄地方事務所	沖縄地方事務所事務局長
	宮城地方事務所	宮城地方事務所事務局長
	福島地方事務所	福島地方事務所事務局長
	山形地方事務所	山形地方事務所事務局長
	岩手地方事務所	岩手地方事務所事務局長

	秋田地方事務所	秋田地方事務所事務局長
	青森地方事務所	青森地方事務所事務局長
	札幌地方事務所	札幌地方事務所事務局長
	函館地方事務所	函館地方事務所事務局長
	旭川地方事務所	旭川地方事務所事務局長
	釧路地方事務所	釧路地方事務所事務局長
	香川地方事務所	香川地方事務所事務局長
	徳島地方事務所	徳島地方事務所事務局長
	高知地方事務所	高知地方事務所事務局長
	愛媛地方事務所	愛媛地方事務所事務局長
	コールセンター	コールセンター長